

公益社団法人宮城県建設センター一定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人宮城県建設センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(公告の方法)

第3条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、地域社会の健全な発展と県民の福祉の向上を目的とし、公共事業に携わる建設技術者の資質の向上を図るとともに、公共事業の適正かつ効率的な執行を支援することにより、社会資本の良質な整備や適確な維持保全に寄与する。

(事業)

第5条 この法人は、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 建設技術に関する研修
 - (2) 建設技術者育成のための研修生受入
 - (3) 建設技術に関する技術情報の発信
 - (4) 建設技術に関する相談
 - (5) 公共事業等に関する計画策定の支援
 - (6) 公共事業等に関する設計審査及び積算の支援
 - (7) 公共事業等に関する工事監理の支援
 - (8) 地方公共団体が所管する道路の管理支援
 - (9) 災害等緊急時における地方公共団体への技術支援
 - (10) 下水道事業等に関する普及・啓蒙の支援
 - (11) 下水道排水設備工事責任技術者認定の支援
 - (12) その他この法人の公益目的を達成するために必要な事業
- 2 前項第1号から第10号までの事業は、宮城県内において行うものとする。
- 3 この法人は、その公益目的事業の推進に資するため、次の収益事業等を行う。
- (1) 公共事業等に関する調査関連等の補完事業

- (2) 土木工事積算システムの貸出
- (3) 都市公園等の公共土木施設の管理
- (4) 下水道処理施設の維持管理支援事業
- (5) その他公益目的事業の推進に資するために必要な事業

第3章 社員

(法人の構成員)

第6条 この法人の社員は次に掲げるものとする。

- (1) この法人の趣旨に賛同する宮城県及び宮城県内の市町村
- (2) この法人の趣旨に賛同する公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
(平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。)において定義される宮城県内の公益法人(以下「公益法人」という。)

(社員の資格の取得)

第7条 この法人の社員になろうとする者は、理事会が別に定める入社申込書により申し込まなければならない。

2 入社の可否は、社員総会において定める入社及び退社に関する規則に定める基準により、理事会において決定し、これを申込者に通知するとともに、社員であることを証する書面を発行するものとする。

(任意退社)

第8条 社員は、別に定める退社届を退社する日の30日前までに理事長に提出することにより、退社することができる。

(社員資格の喪失)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 社員である団体等が解散等したとき。
- (4) 除名されたとき。

2 社員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

(除名)

第10条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により社員を除名しようとするときは、当該社員に対し当該社員総会の日から 1 週間前までにその旨を通知するとともに、社員総会において弁明する機会を与えるなければならない。
- 3 第 1 項の規定により社員を除名したときは、当該社員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

第 4 章 社員総会

(構成)

第 11 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第 12 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 不可欠特定財産の処分の承認
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 社員総会は、定期社員総会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会を招集することができる。
- 3 社員総会を招集するには、理事長は社員総会の日の 2 週間前までに、社員に対して会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面で、その通知を発しなければならない。

(議長)

第 15 条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第 16 条 社員総会における議決権は、社員 1 人につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、社員の半数以上であって、社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 役員等の責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) 不可欠特定財産の処分
- (7) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条第 1 項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 18 条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

(報告の省略)

第 19 条 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告する必要がないことを、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第 20 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した社員のうちから選出された議事録署名人 2 人が、記名押印しなければならない。

(社員総会運営規則)

第 21 条 社員総会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会運営規則によるものとする。

第 5 章 役員

(役員の設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5人以上9人以内

(2) 監事 2人以内

2 理事のうち1人を理事長とし、1人を専務理事、1人を常務理事とすることができる。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）上の代表理事とし、専務理事及び常務理事を同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事である理事長、専務理事及び常務理事は理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表しその業務を執行し、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定める役員職務権限規則により、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事の監査については、法令及びこの定款に定めるもののほか、監事全員により定める監事監査規則によるものとする。

(役員の任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 22 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 27 条 理事又は監事は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 28 条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において定める役員等の報酬規則に定める額を、報酬等として支給することができる。

(顧問)

第 29 条 この法人に、任意の機関として、顧問及び常任顧問を置くことができる。

2 顧問及び常任顧問は、次の職務を行う。

(1) 理事長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

3 顧問及び常任顧問は、理事会において選任する。

4 顧問及び常任顧問の任期は、1 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

5 顧問及び常任顧問に対して、社員総会において定める役員等の報酬規則に定める額を、報酬等として支給することができる。

(参与)

第 30 条 この法人に、任意の機関として、参与を置くことができる。

2 参与は、この法人の業務運営に関し必要な助言を行う。

3 参与は、理事長が選任する。

4 参与の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

5 参与に対して、社員総会において定める役員等の報酬規則に定める額を、報酬等として支給することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第33条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 定時理事会は、毎事業年度3回開催する。
- 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 一般社団・財団法人法第101条第2項及び第3項に基づき、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- 4 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 5 理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもつて、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半

数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

- 2 前項の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事がその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第24条第3項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第40条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款で定めるものほか、理事会において定める理事会運営規則によるものとする。

第7章 資産及び会計

(財産の種別)

第41条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産
(2) 公益法人認定法第5条第16号に規定する第5条第1項の公益目的事業を行うために不可欠なものとして特定された財産

- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

- 4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額以上を第5条第1項の公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規則によるものとする。

(基本財産の維持及び処分)

第42条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を受けなければならない。

(財産の管理及び運用)

第 43 条 この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規則によるものとする。

(事業年度)

第 44 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 45 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間、また、従たる事務所に 3 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 47 条 理事長は、公益法人認定法施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当

該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第49条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第50条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、類似の事業を目的とする他の公益法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、類似の事業を目的とする他の公益法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 組織

(組織)

第52条 この法人の事務を処理するため、必要な部を設置する。

- 2 前項に規定する部には、所要の職員を置く。
- 3 重要な職員である部長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 組織に関する重要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める組織に関する規則によるものとする。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第53条 この法人は、公正に開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規則によるものとする。

(個人情報の保護)

第 54 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める個人情報保護規則によるものとする。

第 11 章 補則

(委任)

第 55 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	佐藤 政典
専務理事	須藤 敏昭
理 事	阿部 秀保
同	梅津 輝雄
同	保科 郷雄
同	赤間 正幸
同	菅原 芳彦
監 事	佐藤 茂
同	柴山 巳吉

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 44 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則（令和元年 5 月 30 日）

1 定款第 13 条の変更については、社員総会の決議があった日から施行する。

附 則（令和 3 年 6 月 1 日）

1 定款第 5 条の変更については、社員総会の決議があった日から施行する。